

鹿児島都市計画「風致地区」に関する都市計画変更案 の縦覧のお知らせ

鹿児島市では、下記のとおり鹿児島都市計画「風致地区」に関する都市計画変更案の縦覧を行います。

なお、縦覧いたします都市計画の案について、関係住民及び利害関係のある方は、縦覧期間中に鹿児島市に意見書を提出することができます。

記

1 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

鹿児島市下福元町及び錦江台一丁目の各一部

2 都市計画の案の縦覧場所及び縦覧期間

鹿児島市建設局都市計画部都市計画課（東別館 7 階）

令和 7 年 9 月 3 0 日（火）から同年 1 0 月 1 4 日（火）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

3 意見書を提出される方は、意見書に氏名、住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）並びに意見の要旨及びその理由を記載してください。

また、住所又は主たる事務所の所在地が鹿児島市でない場合には、当該都市計画の案に対して有する利害関係の内容についても記載の上、令和 7 年 1 0 月 1 4 日（火）までに市長あてとして鹿児島市建設局都市計画部都市計画課（〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号）まで、直接持参（午後 5 時 1 5 分まで）、郵送、電子申請、メール、FAXなどで提出してください。

※お問合せ先

鹿児島市都市計画課 （TEL）099-216-1378

令和 7 年 9 月 3 0 日

鹿児島市長 下鶴 隆央